

令和6年9月4日

行政運営改善調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和6年9月から以下のテーマについて調査を実施します。

○ 民生委員・児童委員による証明事務に関する調査

民生委員・児童委員による、いわゆる証明事務について、その見直しを図るため、国の法令・通知等による民生委員・児童委員の証明事務の実施状況や、証明事務における民生委員・児童委員及び住民の負担等の実態などを調査し、民生委員・児童委員及び住民双方の負担軽減につながる方策や各種手続の負担軽減の参考になる情報の提供を検討

(連絡先)

<民生委員・児童委員による証明事務に関する調査>

総務省行政評価局評価監視官（内閣、総務等担当）

担 当：城貝

電 話：03-5253-5440（直通）

<調査全般について>

総務省行政評価局総務課

担 当：合田

電 話：03-5253-5407（直通）

お問合せフォーム：<https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>

○ 民生委員・児童委員による証明事務に関する調査

○ 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）による、いわゆる証明事務について、その見直しを図るため、民生委員及び住民双方の負担軽減につながる方策や各種手続の負担軽減の参考になる情報の提供を検討

- 民生委員は、地域での生活や福祉全般に関する相談対応・支援、地域福祉活動、世帯への訪問など、社会福祉増進を図るための活動をしており、地域における孤独・孤立など社会構造が変化する中で、ますますその重要性が増している。
- 民生委員が、行政手続の申請者の世帯状況等について事実確認した結果を書類に記し署名する、いわゆる証明事務は、民生委員が担当地域の住民の生活実態等を十分把握している前提に立っており、地域の人間関係が希薄化している現代では、求められる証明の内容によっては事実確認が困難である等、互いに面識のない民生委員及び住民双方にとって負担となっている場合がある。
- 証明事務として生計同一等の証明を求められ、負担になっているとの行政相談が民生委員から寄せられているほか、証明事務の中には、社会福祉領域の活動とは考えられないとされるものもある。

主要調査事項

- 国の法令・通知等による民生委員の証明事務の実施状況等
- 地方公共団体が独自に定める規定等による民生委員の証明事務の実施状況等
- 証明事務における民生委員及び住民の負担等の実態

主要調査対象

調査対象機関

こども家庭庁、厚生労働省等

関連調査等対象機関

都道府県、市区町村、関係団体等

調査実施期間

令和6年9月～7年3月（予定）